

平成 28 年 3 月 25 日
消 防 庁

「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る
安全確保策のあり方に関する報告書」の公表

消防庁では、中山間地域等における給油取扱所の現状を踏まえ、呼び出しに応じて給油等を行う場合^(※1)の安全確保策のあり方について検討会を開催し、検討を行ってきました。

このたび、検討結果がまとまりましたので、報告書を公表します。

※1 「呼び出しに応じて給油等を行う場合」とは、通常は給油取扱所に常駐している従業員（危険物取扱者）が、例外的に給油取扱所の隣接店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所に移動して給油又は注油する場合をいう。

【報告書の概要（別添資料参照）】

1 検討の内容

呼び出しに応じて給油等を行う場合の安全上の課題を抽出し、課題に対応した安全確保策を講じた全国5箇所の給油取扱所において、実際に給油等を行うことにより安全確保策の効果を検証しました。

2 主な検討結果（安全確保策）

- (1) 給油ノズルのロック等
- (2) 対策機器（インターホン、センサー、看板等）の設置
- (3) 予防規程への記載

※2 呼び出しに応じて給油等を行う場合の安全確保策を示した指針を、本日、関係業界団体及び全国の消防機関あてに通知します。

※3 [報告書](#)全文については、消防庁ホームページ（www.fdma.go.jp）に掲載します。



<お問い合わせ先>

消防庁危険物保安室 鈴木補佐、金子係長、河本事務官
TEL : 03-5253-7524 (直通) / FAX : 03-5253-7534

地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る 安全確保策のあり方に関する報告書の概要

別添資料

検討の目的

近年、中山間地域等における給油取扱所においては、顧客の来店が極端に少なく、かつ従業員数の確保が難しい等の問題をかかえている現状があり、地域特性に応じた効率的な給油取扱所の運用形態が模索されている。

このような状況の中で、通常は給油取扱所に常駐している従業員（危険物取扱者）が、例外的に給油取扱所の隣接店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所に移動して給油又は注油を行うことが1つの方策として取り上げられたことを踏まえ、呼び出しに応じて給油等を行う場合の安全確保策のあり方について検討会を開催し、検討を行った。

検討会委員

座長 東京理科大学 総合研究院 小林 恭一教授

石井 弘一	全国石油商業組合連合会 業務グループ チームリーダー
大谷 英雄	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
小笠原 雄二	東京消防庁 予防部 危険物課長
川野 泰幸	一般社団法人インターホン工業会 技術委員長
木村 俊文	滝川地区広域消防事務組合消防 本部 予防課 保安指導係長
清水 秀樹	石油連盟 給油所技術専門委員会 委員長
高橋 俊勝	川崎市消防局 予防部 危険物課長
田村 裕之	消防大学校消防研究センター 技術研究部 大規模火災研究室長
西村 英治	全国農業協同組合連合会 生活関連事業部 燃料部 石油販売促進課 副審査役
柳下 朋広	日本ガソリン計量機工業会 事務局 幹事
山口 克己	危険物保安技術協会 業務部長

オブザーバー 資源エネルギー庁

検討の内容

呼び出しに応じて給油等を行う場合の安全上の課題を抽出し、課題に対応した安全確保策を講じた全国5箇所の給油取扱所において、実際に給油等を行うことにより安全確保策の効果を検証した。

主な検討結果(安全確保策)

1. 給油ノズルのロック等

通常は給油取扱所に常駐している従業員（危険物取扱者）が、例外的に給油取扱所の隣接店舗等に所在している場合の安全確保策として、給油ノズル等のロック、危険物を貯蔵又は取り扱う建築物の施錠管理を行う。

2. 対策機器の設置

従業員が来客等を覚知し適切な対応を行えるようにするため、原則として、隣接店舗等から給油取扱所を直視できない場合は、インターホン、センサー及び看板等を設置し、直視できる場合は、インターホン及び看板等を設置する(下表参照)。

店舗等からの視認性	インターホン	センサー	監視カメラ	看板等
直視できない	○ (監視カメラを設置した場合は不要)	○	▲	○
直視できる	○ (センサーを設置した場合は不要)	▲※	▲	○

○：設置が必要なもの
▲：設置が望ましいもの

※給油空地又は注油空地に死角があり、来客等の覚知に支障が生じるおそれがある場合は、センサーの設置が必要

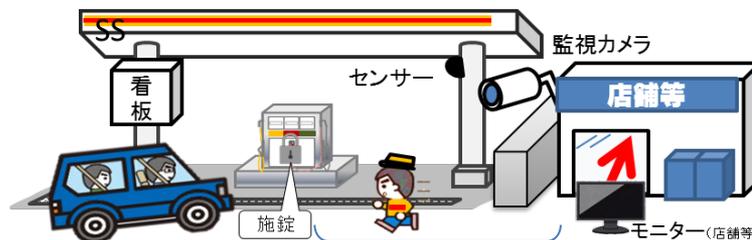
3. 予防規程への記載

給油ノズルのロック等従業員が給油取扱所の隣接店舗等に所在している場合の安全確保策及び従業員が来客等を覚知した際の適切な対応方法について予防規程に記載する。

4. その他

- (1) 消防庁は、呼び出しに応じて給油等を行う場合の安全確保策を示した指針を関係業界団体及び全国の消防機関あてに通知する。
- (2) 呼び出しに応じて給油等を行うにあたっては、主として「従業員が来客等を覚知した際に適切な対応ができるかどうか」、「給油取扱所で火災等の災害が発生した場合に直ちに応急の措置を講ずることができるかどうか」等の観点で、管轄の消防機関がその適否を判断する。

【参考】呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所のイメージ



※月あたりの危険物の販売量の目安は10KL~40KL程度

給油取扱所と店舗等の距離の目安は15m~60m程度